生駒市条例第21号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(昭和63年12月生駒市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノ	都市計画法第21条第2項の規定において準用する同
エリア北地区整備計画	法第20条第1項の規定により告示された令和5年12
区域	月28日生駒市告示第239号に定める大和都市計画生
	駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のう
	ち、地区整備計画が定められた区域
生駒市壱分北地区整備	都市計画法第20条第1項の規定により告示された令
計画区域	和5年12月28日生駒市告示第240号に定める大和
	都市計画生駒市壱分北地区地区計画の区域のうち、地区
	整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

生駒りの開発を対し、大学の主義を対し、大学のものとなっし、大学のものとなっし、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、大学のものとなり、それらいものものとなり、それらいものとなり、それらいものとなり、それらいりのものとなり、それらいものものとなり、それらいものものとなり、それらいりのものとなり、それらいものとなり、それらいものものとなり、それらいものとなり、それらいものとなり、それらいものとなり、それらいものものとなり、それらいものものものとなり、それらいりのものとなり、それらいものものものものとなり、それらいものものとなり、それらいものものものとなり、それらいりのものものとなり、それらいものものものとなり、それらいものものとなりになり、それらいものものとなりになり、それらいものものものとなりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりにな	産業施設地区A	次に住宅を を を を を を を を を を を を を を	5,000平方メートル	道路について以上 が	1 線が下 れにさトつ計トも 中合ルの他用のメ、のメあののいものる軒3で積方であるで物に供がル、がルの外の3で物に供がル、がルののトものる軒3で積方です。. 下面平内 で で	10(3項の該場、の分法条第規当場16)	25メートル
	産業施設地 区B	次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12	3,000平方メートル	道路に面する側にあっては1. 5 メートル以上、その他の側にあっては1メートル以上	 外壁等の合かルの合計が3メあるそうののののののののののでものののです。 ないでものののでは、3でものののでは、3では、1のでは、2ででは、2ででは、2ででは、2ででは、2ででは、2ででは、2ででは、2		

	項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他 ストクラに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票からに類するもの 9 ボーリング場、スケート場 動施設 10 自動車教習所			計が5平方メートル以内である もの		
産業施設地 区C	次に掲げる建築物 1 を発生室、共同住宅、、	1,000 平方メート ル	道路に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	が 3 メートル以 下であるもの		

		9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設1 0 自動車教習所					
生駒市を強制を関する。	低層住宅地区	次に掲げる法別の(いい) を () を (165平方メートル	道路に 1	1 線が下 れにさトつ計トも や合ルの他用のメ、のメあののかものる軒3で積方で かんしん こ いてで でである で がい でで でで で がい がい の が に 供 が い 、 が い の が い の が い の が い の が い の が い の が ら い の が ら い の が ら い の が ら い の が ら い の が ら い の が ら い の が ら い ら い の が ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら		
	複合住宅地 区A	次に掲げる建築物 1 住宅(法別表第2(い)項第 1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。) 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1,000 平方メート ル				

	4 公衆浴場 5 集会場(市民ホール、結婚式 場、葬祭場等)				
複合住宅地 区B	次に掲げる建築物 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 4 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)	165平方メートル			
沿道利用地区A	次に住宅に社会の所定数では、 は、は、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1,000平方メートル			

	10 自動車教習所				
沿道利用地区B	次に掲げる建築物 1 住宅(法別表第2(い)項第 1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。) 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)	500平方メートル			

別表第6に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北地区 整備計画区域	産業施設地区A	10分の1	5,000平方メートル
	産業施設地区B	10分の1	3,000平方 メートル
	産業施設地区C	10分の1	1,000平方メートル

附則

この条例は、公布の日から施行する。